

平成26年度 第2回
東京都商品等安全対策協議会
議 事 録

平成26年10月21日（火）

第一本庁舎 33階（南側）特別会議室S6

午前10時00分開会

○生活安全課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第2回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。私は生活安全課長の樋口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着席にて失礼いたします。

まず、議事に入ります前に、お手元の配付資料を確認させていただきます。

資料1「抱っこひも等に関する国内事故事例の分析」

資料2「抱っこひも等に関するアンケート調査結果」

資料3「抱っこひも等に関する事故再現実験結果」

資料4「抱っこひも等の安全対策に係る現状と課題及び今後の取組についての提言(案)」

資料5「第3回協議会開催までの確認スケジュール(案)」

そして「第1回協議会議事録」、こちらにつきましては、9月17日にホームページにアップしております。

それから、冊子で未定稿なんですけれども、今回の協議会、報告書の素案がございます。

資料はすべておそろいでしょうか。

それでは、まず最初に、本日、キッズデザイン協議会の小野委員が初めてご出席くださっておりますので、ご紹介申し上げます。

小野委員、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○小野特別委員 キッズデザイン協議会の小野でございます。おはようございます。前回は所用によりまして欠席をいたしました。大変申し訳ございません。

私どもは子供たちの安全・安心の向上と、健やかな成長・発達に役立つものづくりを企業が中心になってやっていこうということで、2007年からNPO活動をしております。また今回、設立からお世話になっております国立成育医療研究センターさんからの悲痛な声、「何とかしてほしい」を聞いていただき、抱っこひもの検討に入らせていただきますことを、大変うれしく思っております。

微力ながら私も、次世代を担う子供たちのために、何とか一つでも前進できることが

あればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 小野委員、ありがとうございました。

また、オブザーバとして経済産業省商務情報政策局日用品室室長補佐の宮村様にもご出席いただいております。宮村オブザーバ、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

○宮村オブザーバ 皆様おはようございます。経済産業省日用品室の宮村でございます。

皆様方におきましては、常日ごろ経済産業行政につきまして、ご理解、ご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

日用品室といいますと、生活用品の全般を担当しております。私自身も、育児用品以外にも玩具とかスポーツ用品、文房具等様々なものを担当しています。経済産業省では、子供の安全・安心を確保するために、事業者に対して子供が安全に安心して使用できる商品の提供を行うよう要請しています。経済産業省にも各メーカーさんから製品事故について、相談が来ます。一般消費者が、生活用品を安全に安心してご使用できることを目指しております。今回の抱っこひもについても、一般消費者が安全に安心して使用できる指針にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 宮村オブザーバ、ありがとうございました。

なお、越山委員はご到着されておられません、今のところ連絡がありませんけれども、本日、参加される予定でございます。

それでは、持丸会長に進行をお願いいたします。

なお、カメラ撮影につきましては、ここまでとなりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○持丸会長 改めまして、会長を務めております産総研の持丸です。

この後、会議次第に従って会議を進めてまいります。概ね12時ぐらいに終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、議事の順番に沿って進めてまいります、(1)「抱っこひも等に関するアンケート調査・事故再現実験結果」ということで、資料1から資料2、資料3がそれにかかわっていると思いますので、事務局から、まず一括で説明をお願いいたします。その後、皆さんから質疑等をお受けしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○安全担当係長 事務局の吉本と申します。よろしくお願いいたします。座ったままで説明させていただきます。

まず、5ページの資料1「抱っこひも等に関する国内事故事例の分析」をご覧ください

い。第1回の協議会で東京都が把握した116件の事故事例について、事故内容の傾向について報告しました。その後、全国消費生活情報ネットワーク（PIO-NET）に登録された事故事例1件を追加し、117件についてさらに詳しく事故の傾向を分析いたしました。

6ページをご覧ください。最初に、入院を要した重症事例を各データソースごとに表にまとめております。今回、抱っこひも・抱っこベルトの事例とスリングの事例を分けて表にまとめております。これはスリングが抱っこひもや抱っこベルトとは構造が大きく異なり、事故事例の分析を同時に行うのは困難ということがわかったため、後ほど説明する事故事例の分析においても、スリングの事故事例は除いて分析しております。

今回、1件追加となった事例が10ページに掲載されております。10ページをご覧ください。

2か月の乳児が頭蓋骨の骨折、硬膜外血腫で入院するという重症事例が今年の6月に起きております。抱っこひもを使用した状態で3歳になる上のお子さんをカートに乗せるために右側から抱き上げたところ、抱っこしていた赤ちゃんが左側の隙間から転落してしまったというものです。これら27件の入院を要する重症事例に入院まで至らなかった事故事例を加えた、全117件について転落事故の状況について分析しました。

11ページをご覧ください。表1がデータソースごとの把握事例の件数です。これら117件からスリングの事故事例9件を除いた108件の事故事例について分析しました。

表2をご覧ください。月齢別の発生件数は、12か月以上の子供にも起きていますが、ほとんどが12か月以下に起きています。さらに括弧内の入院を要する重症事例は、4か月以下の低月齢児に多く起きていることがわかります。

表3をご覧ください。転落時の状況は「抱っこの使用中」「おんぶをするとき」に多く起きていることがわかりました。これら108件のうち、月齢が不明の10件を除いた98件について、月齢別に事故発生状況を分析したところ、4か月未満と4か月以上で違いがあることがわかりました。

次の12ページ、表4をご覧ください。4か月未満では、首が据わらないうちはおんぶができませんので、抱っこの使用中の件数が最も多いことがわかります。

さらに表5で、抱っこ使用中の状況の内訳をまとめました。最も多いのが前かがみなどの「無理な姿勢」をしたもの、次がひもが緩かったためにひもがはずれたり、隙間から子供がすり抜けてしまったというものでした。

次に表6をご覧ください。4か月以上では、特におんぶするときの件数が多くなって

います。次が抱っこ使用中で、その内訳は、13ページの表7のとおりですが、やはり前かがみなど「無理な姿勢」、ひもが緩かったことによるすり抜けなど、4か月未満と同様な傾向が見られましたが、「バックルやウェストベルトをしていなかった」という明らかに不適切な装着の事例も見られました。

また、転落時の高さの情報が明らかになっている51件の事例について、表8にまとめました。全件数の7割が「90cm以上」の高さから転落しています。特に入院事例の件数で見ると、8割以上が「90cm以上」の高さから転落していました。保護者が立った姿勢で転落事故が起きていることが推察されます。高い位置からの転落が重症事例になっていることがわかりました。

資料1の説明は以上となります。

次に、資料2「抱っこひも等に関するアンケート調査結果」について報告いたします。お時間の関係で特徴的な結果に絞ってご説明させていただきます。

まず、抱っこひも等の使用実態に関する調査結果についてご報告します。17ページをご覧ください。事前調査から抽出した首都圏に住む1歳から3歳のお子さんを持つ20歳以上の男女1,088人の方に抱っこひも等に関するインターネットアンケートを実施しました。

まず、使用されている抱っこひものメーカーと、どんな抱っこができるタイプか聞いたところ、図2のとおり、海外メーカー（C社）がほぼ半数を占めています。もう一つの海外メーカー（D社）を加えると、半数以上が海外メーカーの製品を使用していることがわかります。

その抱っこひものできる抱き方についてですが、次の18ページの図3のとおりで、「縦の対面抱っこ」が最も多く、次が「おんぶ」でした。スリングを使っている方は、16ページ図1では、本調査を行った方の26%は使用経験がありますが、通常使用している抱っこひもとしては3%と少ないことがわかりました。

次に、2番目によく使う抱っこひもをお尋ねしたのですが、図5のとおり、6割が抱っこひもは「1つしか持っていない」というお答えでした。

19ページの図6をご覧ください。抱っこひも等を選択する際に参考にした情報は、上位から「友人・知人などの話」「店頭での展示商品」「インターネットの口コミサイト」の順で、「メーカーのホームページ」や「店頭での販売員」よりも友人・知人、口コミの意見を参考にしていることがわかりました。

次に、20ページの図7をご覧ください。抱っこひも等の購入先は、一番目の「赤ちゃ

ん用品専門店」に次いで、第2位、第3位がインターネット通販による購入であることがわかりました。また、「お下がり、リサイクル品」の利用も8%程度ありました。

図8をご覧ください。選択時に優先した項目を聞いたところ、上位は「(子供の)安定性」「(保護者の)体への負担の小ささ」「着脱のしやすさ」でした。また「SGマークの有無」が下位になっておりますが、安全基準に対する認知度が低い状況がわかりました。

21ページの図9をご覧ください。抱っこひも等を使い始めた月齢は、「1か月～3か月」が44%、1か月未満の「新生児」が27%と7割の人が首据わり前の時期から使用していることがわかりました。

図10をご覧ください。使用頻度については、ほぼ半数の人が毎日使用していることがわかりました。

続きまして、22ページをご覧ください。抱っこひも等をどんな時に使用するかでは、子供を連れ歩く時や交通機関を利用する時などが上位ですが、2割程度の人が「自転車に乗る時」に使用していると回答しています。

23ページをご覧ください。抱っこひも等の使用者は、「主に母親」が75%と多かったのですが、一方で「母親と父親と両方が使用する」との回答も2割ほどありました。

次に、抱っこひも等の安全対策に関する調査結果です。

図14をご覧ください。抱っこひもを使用する前に取扱説明書の使用上の注意を確認したかは、「ほとんど読んでいない」「取扱説明書がついていなかった」を合わせると、7%が注意事項を読まずに使用していました。その理由の中には、「英語で読めなかった」とか、お下がり、中古品で「ついていなかった」というものがありました。

24ページをご覧ください。図15「装着方法・おろし方」についてですが、8割程度の方が取扱説明書を読んで使用できていますが、1割程度は取扱説明書だけではわかりにくく、動画を見たり、人から聞くなど他の方法で補っていました。また、約1割は取扱説明書を読まないで使用されていることがわかりました。

25ページ、図17をご覧ください。抱っこひもと本体の注意喚起表示について尋ねたところ、55%が「覚えていない」との回答でした。本体の注意喚起表示に多くの消費者が気づいていないことがわかりました。

図18をご覧ください。「抱っこひも等からの転落事故防止のために注意していること」では、「着脱は安全な場所で行う」という回答が辛うじて半数を超えたものの、「着脱は、低い姿勢で行う」や「前かがみになる時は手で支える」など、いずれも半数に満た

ないことがわかりました。特にとっさの時に子供を支えられるように片手を空けておくように注意している方は、1割強に過ぎませんでした。

続いて「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験についての調査結果をご報告します。

26ページをご覧ください。調査対象の1,088人のうち、何らかの「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」を経験しているのは35%でした。そのうち、転落に関する経験は150件(13.8%)の回答があり、内容を精査した結果、143件が該当することがわかりました。

27ページの表1をご覧ください。143件のうち、実際に転落をした「危害」「危険」は合わせて25件、転落しそうになった「ヒヤリ・ハット」は118件でした。

28ページ、図21をご覧ください。その時の子供の月齢ですが、「6か月以上12か月未満」「12か月」が半数以上で、事故事例の分析を行った救急搬送事例や病院の受診事例よりも月齢の高い子供が多い結果となりました。月齢の高い子供では、病院の受診に至らないまでも、抱っこひもを使用する子供全般に「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験が起きていることがわかりました。

図23、24の「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験時の抱き方は、「縦対面抱っこ」、次いで「おんぶ」が多く、また図25にあるとおり、その時の状況については、「おんぶ・抱っこをするところであった」「子供が動き出した」「前かがみなど無理な姿勢をした」などで、事故分析の結果と同様の傾向を示しました。

31ページ、図26、27をご覧ください。「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験が起きた理由については、9割程度が親の不注意と考えており、その結果、そのことをどこにも報告していませんでした。また、図28のとおり、「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」を経験しても、2割程度の方は抱っこひもの使い方は特に変わらず、転落事故の危険を重要視していないことがわかりました。さらに464人の方から得られた自由意見では、使用者の責任と考える人が多い一方で、転落防止ベルトやおんぶしやすいものなど、製品の改良や具体的な事故情報の提供、説明会の開催を要望する意見がありました。

そのほかに34ページの一番最後の意見をご覧ください。「注意事項欄に『危険だからしゃがんだり立ったりするな。下に落ちたものを拾うな』とあるが、背負ってあやすだけのための道具ならたぶん使わない。ある程度動き回る前提でつくってほしい」との意見もありました。

それでは、続いて資料3「抱っこひも等に関する事故再現実験結果」についてご説明

いたします。こちらは資料と映像でご説明しますので、スクリーンをご覧ください。

まず、事故の再現実験についてご説明します。

◎スライド

使用する抱っこひもは、アンケートの結果、使用者やヒヤリ・ハット経験の多かった事例と同様のタイプの製品Aから製品Fまで6種類を使用しました。

製品Aは新生児までは横抱っこ、首据わり後からは縦抱っこで使用するもの、製品Bは首据わり後から縦抱っこで使用するものです。製品Cは、首が据わる前までは横抱っこ、首が据わってから縦抱っこで使用するものです。製品Dは、首据わり後から縦抱っこで使用するものです。

◎スライド

製品Eは、新生児の間はインサートというおくるみで赤ちゃんをくるんで抱っこひもに入れて抱っこし、首据わり後はそのまま赤ちゃんを抱っこするものです。

◎スライド

製品Fについては、そのまま新生児から縦抱っこで使える製品です。

◎スライド

実験に使用したダミー人形がこちらです。新生児、6か月児、1歳児のダミー人形を使用しました。

◎スライド

これらの抱っこひもで被験者の方に抱っこしていただき、

◎スライド

いろいろな姿勢をとってもらいました。資料に書いてあるとおり、7種類の姿勢をしていただきました。こちらの1から6までの姿勢は、SG基準の確認試験の中にある姿勢です。

◎スライド

さらに7番目の、前に屈んで手を床につける姿勢というのは今の基準にはないのですが、さらに深くかがんだ姿勢として加えました。

◎スライド

適正に抱っこひもをつけてこの7つのポーズをとってもらった後、ひもを緩めた装着方法で同じように試験をしました。ひもの緩める程度については、ソフトボール1個分が入る程度としました。今、ソフトボール1個を間に入れて、ひもを緩めているところです。

◎スライド

さらに事故の再現事例として、製品ごとに事故の再現実験を行いました。こちらの横抱っこの製品では、サポートベルトをしないで、無造作に雑に持ち上げたために、転落してしまったという事故がありましたので、そちらを事故再現の1としました。（スライドを見ながら）こちらは適切な動作です。サポートベルトをしないで雑に持ち上げた場合に、こういった事故が起きてしまいました。

◎スライド

もう一つは、背中にバックルがある製品で、背中のバックルを留めていたつもりが留まっておらず、そのまま前かがみをして転落してしまったという事例がありましたので、そちらを事故再現の2としました。

◎スライド

背中のバックルを外した状態で前かがみをした、これが事故再現の2になります。

以上の実験を被験者4名でそれぞれ行いました。結果については、資料3の結果表にまとめております。特徴的なものについて、ご説明します。

◎スライド

製品Aで特徴的なのは、大きなダミー人形のとくに肩ひもが人形の肩の横をすり抜けてしまうために、転落の危険性が見られることがわかりました。

◎スライド

製品Cは、赤ちゃんの頭をサポートする構造になっており、これがちょうど人形の肩を支えるようになり、多少ひもが緩くても人形が転落しない状況が見られました。

◎スライド

製品Eは、新生児をインサートというおくるみに入れて抱っこひもに入れて使用するもので、適正に使用したときは、転落の危険性は見られませんでした。肩ひもを緩めたときに、インサートごと抱っこひも本体からずれてしまうという状況が見られました。

以上が事故再現実験のご報告です。

◎スライド

続いて45ページ、転落時の衝撃度の計測実験シミュレーションについてご説明します。

本実験では、各床材で30cm～160cmの範囲で10cmごとにHIC（頭部損害基準値）を求め、遊具の安全基準で採用されているHIC1000がどの程度の高さになるかを求めました。HICというのは頭部に損傷を生じる可能性がある値で、このHICが1000を超えると約90%の確率

で中程度の頭部損傷が発生すると言われています。スクリーンに映っているのが実験の状況で、「土」「フローリング」「フローリングにカーペットを敷いたもの」「フローリングにクッションマットを敷いたもの」「畳」について実験を行いました。実験案にあったコンクリートは硬いため、計測機が壊れてしまうおそれがあるということで、実際の実験は行わず、衝撃を与えても変形しない剛体として、シミュレーションによりHICを求めました。こちらが各床材に計測機を落としている様子です。

◎スライド

実験結果は、資料の47ページのとおりで、最も硬い「コンクリート」では60cm、「フローリング」では75cm、「フローリングにカーペットを敷いたもの」が80cm、「フローリングにクッションマットを敷いたもの」が100cm、「畳」では160cm、「土」は、最も高い160cmでも、HICは1000になりませんでした。

保護者が立った状態では転落の高さが100cmを超える場合もありますので、本実験の結果から、抱っこひもを着脱する場合には、子供が万一転落してしまう場合を想定して、立った姿勢ではなく、座るなど低い姿勢で行い、床材は畳やクッションマットなど衝撃吸収性能のあるものを使用することが、子供に怪我を負わせないために重要であることがわかりました。

以上で資料1から資料3までの説明を終わります。

○持丸会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでの範囲で、ぜひ皆さんから質疑、意見交換をいただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

はい、山中先生。

○山中特別委員 詳細な結果をありがとうございました。ちょっと1点だけ言葉遣いで気になるんですけども、「無理な姿勢」という言葉が、どうもあまりイメージがわからないといえますか、前かがみになるのが無理な姿勢なのか、何か言葉遣いを変えた表現がいいのではないかと思うんです。ちょっと具体的に、それぞれがイメージする状況がわかりにくいと思います。前かがみというのは無理な姿勢なのでしょう。私からすると普通に使っていて前かがみになるのはあり得ることなので、「無理」という表現は、あまりそれに合っていないのではないかと思うんですけども。

○持丸会長 ありがとうございます。

実は、ここは私からも申し上げたいんですが、今回の報告書の中で、特にメーカーさ

んの方々にご意見をいただきたいところでもあるのですが、少し大事なところでありまして、「正しい」「適正」という言葉もずいぶん出てきているんですね。私の理解に間違いがなければ、これはintended useですね。日本語で言うと、メーカーが想定している使い方ということです。今、山中先生がおっしゃった「無理な」というのは、easy foreseeable use（ユーザーがすることが容易に想定できる範囲の）、つまり、立ったままものを拾うというのは、多分、ユーザーがすることを容易に想定できる範囲です。ガイド51という安全規格の中で、misuse（誤使用）というのは、easy foreseeable useの外だというふうに現在定義されております。これはちょっと難しいことなんですけれども、このeasy foreseeable useというところをどう考えるのかというのは、今回の中でとても大事なことでありまして、これをメーカーに押しつけるというつもりはありません。しかし一方で、正しくない、無理であるから消費者が悪いというのも、今の世界の兆候では、ちょっと違っているということをご理解いただきたいと思っています。

用語も同じでありまして、私も「無理」と「適正」という言葉にはやや引っかかるところがありまして、別にメーカーの方がそういうことを意図しているわけではないことは百も承知しているのですが、「適正」という言葉を使うと、それ以外のものは、そういう動作をしたユーザーが不適正であったと、とらえられることがあります。不適正というのは、すなわち、intended useでないものは使い方が悪いから、ユーザーに責任がある。これだけでやっていくと、残念ながら絶対この問題は解決しません。歩み寄りが必要です。そこはぜひ皆さんも念頭に置いた上で、ビジネスのこと、それから消費者への注意喚起のことがありますので、どういうふうにやっていったらいいかのご意見をいただければと思っております。

すみません、ちょっと余計なことを申し上げました。

ほかご意見どうでしょうか。

○小野特別委員 企業ごとに異なると思いますが、現状の抱っこひもからの転落について、どの程度想定されているのでしょうか。商品テスト等が、どのようになっているのかあまりよくわかっていないところでのお尋ねになりますが、先ほどの資料2のアンケート結果の1ページ目のまとめ「おんぶ・抱っこをするところ」とか、「降ろそうとするところ」「抱き方を変えようとする時」、あるいは「子供がのけぞったり、動きだしたりしてしまった時」、山中委員のご指摘を反映すると「前かがみ等無理な姿勢をした時」、この5つの動作について、確認をされているのかどうかをまず確認したいと思います。

もしかすると、通常の「おんぶ・抱っこをするところ」だけなのではないかなと思っております。基本的に企業は、いろいろ危険を予防するために危害シナリオというものをつくりますが、この5つについてのシナリオもつくってみてはどうかと思っています。その上でリスクアセスメントを行って、製品改良なり、新製品開発を行っていくべきなのではないかなと思っております。

とは申しませんが、先ほどの持丸先生のお話しではないですが、企業の責任ですべてを解決しろということをお願いしているつもりはありません。また、その意味で資料2のところにもあった、「抱っこひもというのは背負ってあやすだけのための道具なら多分買わない。ある程度動き回る前提でつくってもらいたい」というようなご意見もありますので、そういったことも反映してつくるべきだと思っております。

今言った5つすべての子供の転落が防止できるひもをつくるということは、大変難しいことだと思いますので、どの製品ができて、どの製品ができないのか、どのような動作をすれば、転落の危険性が残るのか、その残留リスクをきちんと商品別に消費者に伝えるべきではないかと思っております。その上で両者（企業と消費者）がそれぞれに努力をしていくのが、この抱っこひもに関する解決策の一つではないかなと思っております。これは意見ですが、そう思っています。

人間が使う以上、構造とか材質面から見て、特に抱っこひもは完全に危険を取り除くことは難しい、と言わざるを得ないと思います。そのために、正しい使い方と残留リスク、どちらか一方でもだめだと思うんですが、その両方をきちんと消費者、つまり使用者に伝えて理解してもらおうということが大事なんじゃないかなと思っております。以上です。

○持丸会長 ありがとうございます。質問を含めてのご意見ですが、メーカーさんから何かございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見があれば、この場でさらにお伺いしておきたいのですけれども。

傍聴者の方、どうぞ。

○傍聴者 一応メーカーで抱っこひもの製造販売をしております。でも、さっき見た事故再現に使われたタイプの抱っこひもではありません。だから、先ほどの方が言ったことで賛成できるところは、製品別に分けて安全基準を検討して欲しいと思っております。

事故が発生した抱っこひもは、横型とか、バックルとか、腰ベルトとか、いろんな調節器具がついていて、前抱きとか、おんぶとかたくさん機能がついていて、使用者が使用途中でひもを調節したり、緩めたり、そういう時に発生した事故で、さっきの実験を見

て、とてもおかしい動作だと思っています。私も子育てをして抱っこひもを使った経験もあります。赤ちゃんを抱っこしたままで、両手をぶらさげて飛んだりとか、赤ちゃんとお母さんの体にボールを入れて隙間を空けてつけた状態は、普通には考えられません。

○持丸会長 はい、わかりました。ありがとうございます。

今出ました点も少しだけ私から整理をさせていただくと、今回、産総研で私どもの中のメンバーで実験をやりました。メーカーの方も当然そう思われていると思いますが、普通に使っていれば落ちるものではないというのが率直な感想で、大きく2つのことをいたしました。分けて考えた方が本当はいいのだろうと思っています。1つは、今、山中先生からご指摘のあった普段とるだろうなという動作をやってみたというのが、かなり深く前かがみになるということです。ただ、見ていただくとわかるように、だから落ちこちるというわけではないケースがほとんどです。さらにそこに緩みを加えたりとか、ベルトをいい加減につけたりするようなことが起きると、その組み合わせによって、最終的に落ちこちっているということがわかります。

ここは非常に難しく、私も研究者としてどちらとも言えないのですけれども、明らかに言えることは、前かがみになるのは多分あり得るでしょう。一方で、ちゃんと調節できていなかったとか、バックルを留めていなかったというところについては、それを一方的にメーカーの対応だけに任せることもできません。メーカーで、それをできるだけ確認しやすくするとか、何らかのデザインの工夫はあってしかるべきだと思いますけれども、少しそこは整理して考えた方がいいかなと思っています。

ほかにご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○釘宮委員 再現実験の中では、補助的なサポートがあるものについては、緩んでいる場合でも落ちにくいといったようなところが確認できたかと思います。現状、落下に関する注意事項を本体に表示し、取扱説明書にも記載することなどがSG基準の中では設けられているということですが、頭を何かで押さえる、あるいは転落防止ベルトのようなものをつける、そういった対策について、どういったものを現状されているのか、再現実験の製品以外も含めてお伺いできればと思います。

○持丸会長 メーカーの方、何か追加の対策とか、今このぐらいは気をつけている商品があるんだとか、何かございますでしょうか。

○西蔵特別委員 今でしたら、6動作というのを確認しまして、その時に落下するかというのは必ず各メーカーはしてしまして、あとモニターといった時に、つくる側としては予

想していなかったような動作とか、お母さんが初めて違う動作をした時に、どういう対策をしようかというところを確認して商品づくりをしています。

○森口特別委員 今のSG基準では6動作ということなんですけれども、新SGになる際に、もう一つ物を拾う動作を追加されているんですね。それは膝を曲げないで、さっきもちょっと映像であったんですけれども、膝を曲げずに物を拾う動作となります。弊社では、もともとすべての製品で7動作を確認するとともに、あと、ひもを緩めて使う消費者の方は容易に想定されるので、ひもを緩めた状態でいろいろな姿勢の確認もしております。また、先ほどありましたが、モニターなどの際に、乗せ降ろしも含めて確認しております。

○持丸会長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

○小林特別委員 再現実験に立ち合わせていただき、実験の様子を拝見いたしました。その時に感じましたのは、まず装着するのに、すいぶん手間がかかるということです。製品にもよるのかもしれませんが、1人できちんと装着できたというケースはあまりなくて、ほとんど手助けが必要でした。特に抱っこの場合、体に密着させるために後ろ側にあるひもを引いたりする動作がなかなか面倒だと思いました。真っすぐな状態で誰かにやってもらえば、きちんとつけることができると思いますが、自分でする場合には、体をひねったりいたしますので、どこまで正確にできるのか、ちょっと私には心配だと感じられました。そこで、着脱が簡単で、正しく装着できたかどうか也容易に確認できるような工夫をしていただけないものかなと感じております。

それから、先ほどから出ております「動作」についてですが、日常生活は、いわゆる本日まとめていただいている資料の中にたびたび出ている無理な姿勢とか、適正ではない動き方とか、つけ方とか、そういったことの連続ですね。多分、6つ、7つの基本的動作だけでは事足りない動きが親の側にもありますし、また、子供にも予期せぬ動きをされてしまうことが生じると思いますので、両方がどういうふうに動くのかということまで考えていくと、とてもとても実験で確認し得るものでもないというふうに思います。ですが、ある程度想定される大人の動き、あるいは子供の動きというものはあるかと思います。特に再現実験の場合はダミー人形を使わなければなりません、肩にしても、手にしても全く動かない状態、最初にセッティングされた状態で落ちる、落ちないということをやっても、どこまで現実味があるのかと感じておりましたので、実験の仕方であるとか、あるいは日常的な親御さんの動き方というものも、もう少しよく調べていただいた上で、先ほども申しましたが、容易に装着することができ、安全の確認も容易になったらよろしい

かなと思います。

○持丸会長 ありがとうございます。また、この件について、対策も含めてディスカッションをして参りたいと思います。

続いて議事の(2)に移っていきたいと思います。今回のアンケート実験、その他結果に基づいて資料4にまとめていただきましたので、事務局から資料4について説明をお願いいたします。

○安全担当係長 それでは資料4「抱っこひも等の安全対策に係る現状と課題及び今後の取組についての提言(案)」についてご説明いたします。

時間の都合もありますので、「1. 現状と課題」については、51ページの概要に沿ってご説明いたします。

まず、【商品の安全対策等】ですが、市場では欧米製品が普及しており、設計思想の異なる多種多様な製品が混在している状況でした。安全対策に関する注意事項や禁止事項も商品ごとに異なる部分があり、友人、知人、ネットの口コミサイトの情報に頼りすぎず、商品についての情報を消費者が正しく理解した上で商品を選択できるようにしていく必要があります。また、ひもの緩みやバックルの留め忘れに気づかなかつたなど、際立って不適切とは言えない使用方法で起きている不慮の事故を防止するためには、消費者の注意力に委ねるだけではなく、商品構造やデザインなどによる対策も必要と言えます。

国内の安全基準であるSG基準は、国内シェアの半数以上を占める海外製品を含めた市場ニーズを踏まえた基準とするために、現在検討されていますが、適用月齢や設計思想の違いなど、どうすり合わせていくかが課題となっています。また、スリングについては、抱っこひもと構造が大きく異なるため、現在、販売されているほとんどのスリングは、SGマークを取得していない状況となっています。

次に、【商品の使用実態】ですが、説明書が英語だったり、お下がり、中古品で説明書がなかったり、取扱説明書を読まずに使用している割合が1割程度あるため、このような消費者が確実に取扱説明書の情報を得られるようにする必要があります。また、インターネットでの購入者が多く、実物を確認する機会がないと考えられるため、こうした層に対して使い方の指導や安全対策の啓発が確保される必要があります。お下がりやリサイクル品は使用者が使用年数や安全器具の状態を確認できるようにすることが必要です。

また、購入の際にSGマークの有無を優先する割合が低いことから、消費者が主体的に安全性を意識して商品選択できるよう、SGマーク制度の周知が必要です。また、3割が出

産後すぐの1か月未満から使用を始め、7割が首の据わらない4か月未満から使用を開始していることから、出産前など早い時期に注意喚起することが必要になります。同じ抱っこひもを父親と母親が兼用したり、家事をする時、自転車に乗る時に使用する割合が2、3割あるため、消費者への注意喚起だけでなく、商品構造やデザインについても、こうした使用実態を踏まえた対策が必要です。

事故分析、消費者の意識については、4か月未満の低月齢時の転落事故は重症になりやすいため、出産前など早い時期から周知していく必要があります。4か月以上では、特におんぶをする時に転落する事例が多く、簡単で安全におんぶできる商品へのニーズが高いと考えられます。安全器具を使用していなかった、両手に荷物を持っていたなど抱っこひもを過信しているような事故も起きているため、具体的な事故の危険性について情報発信をしていく必要があります。ヒヤリ・ハット経験や転落事故があっても、親の不注意と考える人が9割で、事故の情報がどこにも報告されず、メーカーや販売店に届かないため、商品の安全対策に結びつきにくくなっています。

52ページをご覧ください。これらの現状と課題を踏まえて、抱っこひも等の安全対策に係る今後の取組についての提言の案は次のとおりです。

まず、提言の前提として、今回の調査で明らかとなった通常想定される消費者の使用実態を踏まえた商品開発や安全基準づくりと、消費者の安全意識の向上に向けた積極的な注意喚起の取組を進めていくことが重要であるとしています。

商品の安全対策としては、特に転落事故が多く発生している抱っこでの前かがみや、おんぶをする時に子供の体が抱っこひもにしっかり保持されるような商品構造、デザインを検討すること。また、今回の調査や事故再現実験の結果を参考に、SG基準の強化を図り、消費者が主体的に安全な商品を選択できるよう、積極的な情報提供に努めること。消費者への注意事項は、片手に荷物を持ったり、前かがみになったりするなど、通常想定される使用状況で実行できる内容とすること、スリングは現在のSG基準では対応できない商品もあることから、正しい使用方法を周知することを働きかけること、また、安全対策の検討にも努めることを提言しています。

次に、消費者の安全意識の向上では、商品の正しい装着方法や具体的な事故の可能性について取扱説明書や動画等でわかりやすく情報提供、注意喚起を行うこと。インターネット通販の利用が多いことから、通販を含む販売事業者団体と連携し、危険性の周知、安全対策の徹底を呼びかけること。月齢の小さいうちから抱っこひもを使用する方が多いた

め、出産前や出産直後に情報が行き届くよう、病院や保健所等を活用して意識啓発、対策周知に取り組むこと。講習会の開催など、消費者が抱っこひもの正しい使い方や知識について指導を受けられるような機会を提供していくこと。

さらに業界としての相談窓口の設置と事故情報データの活用として、製造事業者団体は、事故情報を受け付ける窓口を設置したり、情報の共有や活用の仕組みを整え、商品改善につなげるとともに、事故情報の収集を継続的に実施し、事故の未然・拡大防止につなげていくことを提言しています。

資料4の説明は以上です。

○持丸会長 ありがとうございます。

ここは少し大事なところでもありますので、ぜひ皆さんのご意見をいただきたいと思っております。つまり、事故結果について、どういうアクションをこの協議会としてとっていくべきか。これは、もちろん、いらっしゃっている皆さん、メーカーの方々もそうですし、消費者団体の方もかかわっている点です。ご意見をいただければと思います。よろしく願います。

ご意見をいただく前にちょっとだけ私からお話させていただきます。きょうの席次表が皆さんのお手元にあるかと思いますが、その裏に、これまでこの協議会で取り扱ってきたテーマというのがございます。私がかかわっているのは6番目ぐらいからなんですけれども、何を申し上げたいかという、商品の安全に対する対策をとる時に、その商品がもっぱらbusiness to businessの世界で売られているのか、business to consumerとって一般消費者向けに売られているのかというのでかなり対策が違ってまいります。折りたたみ椅子、子供用の水薬、ブラインドというのは、かなりbusiness to businessのところ抑えやすいものです。つまり、薬局側や、マンションの敷設業者にお願いするとか、体育館にお願いするなどです。それに対してベビー用のおやつ、衣類、ライター、そして今回の抱っこひもというのは、かなりB to Cと言われますけれども、コンシューマー向けが強いものです。コンシューマー向けが強い時は、今回も悩んでおりますように、業界同士で合理的に何か納得をすれば済むというわけにはいかなくて、最終的には消費者の消費行動、使用行動というところがどうしてもきいてまいります。

過去の例を見ますと、6番と9番の衣服とライターは、結果的にはJIS化という手段をとることになりました。ライターに関しては、その上に法規制が乗っている状態です。ベビー用のおやつは、かなり早い段階から母子手帳なども利用して注意喚起を図るととも

に、メーカーにも表示に関して一律のところでは整えていただくということをいたしました。水薬の方もまだ解決はしておりませんが、パッケージメーカーと薬品メーカー、それから薬剤師協会などと話をしている。そういう中で今回は、一言で言うと非常に難しいと申し上げなくてはなりません。

難しい理由が2つあります。1つは、子供用衣服やライターと共通したB to Cでメーカーと消費者の間でどうやって折り合っていくか。さらには消費者側にどうやって知らせていくかということが難しさの1つ目です。2つ目、これは今回私も調査結果を見て少しびっくりしたんですけれども、非常にインターネットに依存している方々が多いということです。これは一言で言うと、従来行政が持っていたメディアでは全く届かないということですし、恐らく販売店を中心とした旧来のメディアでも、半分ぐらいしか届かないということになります。多分、察するところ子供を抱っこできないと買いにも行けないので、インターネットを使っていらっしゃる方もいるような気がしますので、缶詰の中に入っている缶切りみたいになっていますから、外出して、お店で買きましょう、というような話がそもそも何かおかしいことになっていて、その安全情報をYouTube からとっているとか、そういうような方が多いというのは、これは今回我々が消費者にリーチする手段というのでも少し考えていかなきゃいけないことだろうと、個人的にはそんなふうに思っています。

ちょっと余計なことを申し上げましたが、少しその辺も踏まえて、今回の資料4について、何かご意見があればちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○布施特別委員 安全対策を一番担ってしまうのが、使用されるお父さん、お母さん方であるということが難しい点であろうと思います。先ほど小林委員からありましたが、容易な装着方法が望まれています。また、それとは逆に、提言には、容易にするのではなく、子供を守るためにはいろいろなセーフティネットを設けてくださいという内容がございました。それらを加えると商品構造は複雑になってくる。ただ、複雑になっていくと容易な装着からは外れていく。鈴があっても鳴らなければ意味がないというところがあると思います。なので、商品の構造をどんどん凝っていったとしても、果たしてそれを消費者が使っていいのかという問題が残ってしまうと思います。我々としては、それはあくまでも車輪の一つとして、もう一つの車輪として、やはり注意喚起を今までの3倍行っていくことが必要と考えます。メーカー間でも、注意表示や取扱説明書で同じアイコンを使うとか、同じ表記をするとか、全く同じ構成にするとか、抱っこひもを使うことについて、こういった危険性があります、ここは守ってください、こういったリスクがあるんですよ、とい

うことをきちんとお伝えしていく必要があると思うんです。

すべての安全対策を商品に組み込めば、多分、抱っこひもは使われなくなる商品だと思います。それと同時に、抱っこひもは便利ですけど危険な部分もあります、子供を守るためにはこういうことも注意してくださいということをしっかりと訴えていく必要性をすごく感じております。以上です。

○持丸会長 ありがとうございます。小野さんから。

○小野特別委員 同じようなことです。52ページのところに7つほど具体的な対策が示されていますがその対策そのものには異議はございません。ただ、企業視点からすると知財化の問題が残りますけれども、先ほど委員の方からもご指摘があったように、使用者の使いやすさの向上とか、コストアップの抑制とか、安全面の対策を優先しつつ、使用者の本来的なニーズとの両立を図るようなことも提言していただきたいと思います。

○持丸会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

○宮内特別委員 私は業界団体という立場なので、ある意味、公平に見ていかなきゃいけないのですけれども、メーカーとユーザー、それから官公庁のいろんなパイプ役をやっています。そういった中で、メーカーさんの今の商品群でいうと、各社、当然、構造は違えど、いろんな種類を持っています。昨日たまたま調べた範囲では、日本には今抱っこひものメーカーは50社以上存在しています。ですから、ここにいらっしゃる数社の方だけの問題ではなくて、これから、そういった方にどういうふうに知らしめていくかというのが非常に大事な事かなと思います。あくまでもユーザー目線で考えたら、注意喚起の落としどころというのは、多分、同じです。例えば、前かがみの時はどうだとか、さっきの高さ、90cm云々とかをやめなさいとか、おんぶに移行する時の注意喚起とか、いろいろ切り口はあると思うんですけれども、そういったように一つ一つつぶしていく必要があるだろうなと思います。

それともう一つは、先ほど来言っているように、今のユーザーは、抱っこひもを安直に使う。安直であるゆえに非常に危険性がある。だけど、そのせめぎ合いをどうするかということ、メーカーとユーザー、いろんなモニターとかを使って、どういうふうに持っていくかということも非常に大事なところかなと感じます。

あとは、どこかのページにありましたけれども、抱っこひもは落ちないという前提ではない。落ちないというのは不可能だと書いてありましたけど、おっしゃるとおりだと思います。ですから、どういうふうに注意喚起をして、例えば、広告がいいのか、チラシが

いいのか、テレビがいいのかわかりませんが、どんどん露出をして知らしめる以外にないのではないかなというふうに思います。以上です。

○持丸会長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

○鈴木委員 今、いろいろお話をお伺いしまして、B to Cということで、消費者がどういう意識を持っているかという、意識が低い状態なので、事故が起きると自己責任みたいに、自分が悪かったと感じていると思われれます。消費者サイドから見ると、消費者の行動が変化してきています。昔はおんぶひもは衣類的な感じだったのが、今は道具的な感じになってきて、見ても装着が非常に難しいと思います。そうしますと、やはり先ほどおっしゃられたように、注意表示がきちんと消費者（使う側）に伝わっていくようにしていただきたいと思います。

あと、やはり啓発的な部分で、消費者の安全意識の向上の3つ目にありますけれども、出産前とか、出産直後に情報が行き届くことが大切で、きちんと行き届けば、ある程度認識しながら使用することができます。これをやっていただくのは難しいとは思いますが、力を入れてほしいので、提言を少し強調して欲しいというのが消費者側からのお願いです。

アンケート結果も予想どおりに出てきたわけですが、自分の使い方のミスだったんじゃないかと言っていますので、ぜひ、使用者が事前に注意できるようなところに啓発していただきたいと思います。

○持丸会長 ありがとうございます。どうぞ。

○釘宮委員 持丸先生からインターネットの利用が多いというようなお話があったんですけども、調査の結果から見ると、赤ちゃん用品専門店で買われている方が46%いらっしゃいますので、やはり店頭を通じて伝えていくということは、これは一つの有効な手段であるというふうに思います。ただ、選択時に参考にした情報というところかというと、友人や知人の話ですとか、そういったところが上位に来ていて、店頭の販売員というのは1割程度（9.8%）になっていますので、もっと店頭の販売員の方に情報を伝えていくところは、業界の方に、ぜひお願いをしたいところです。

実は、昨日ある子供用品の専門店に行ってみたんですけども、そこは非常に広いフロアで、一角にずらっとおんぶ・抱っこひもが並んでいて、そこには人はいなくて、「使い方をご説明しますので、係員を呼んでください」という表示があるだけだったんですね。そうすると、困れば呼ぶということにはなるかも知れませんが、そばに人がいないとなかなか呼びにくいということもあるかもしれない。そういうところでは、例えば、今もやっ

ていらっしゃるかも知れませんが、ビデオを流してメーカーの方が使って欲しいと思っている使い方を流していくのも一つだと思います。

あと、幾つか表示を見てみたんですね。本体にどういう表示がついているかというところを見てみたのですが、こういう時は危険ですよという、「危険」の表示はついてはいるんですが、文字がたくさん書いてあって非常に読みにくいものが多かったんですね。1点だけ、こういうふうに使ってくださいというのが、洗ったり、拭いたりしても落ちないような写真つきのラベルになっているものがありました。ああいうものであると非常に見やすく、パッとそこだけ見て使っていただけるんじゃないかと思います。

こういったことが、1社だけで努力されるということではなくて、業界が一丸になって、海外のメーカーもいらっしゃいますので、そういうところも協力しながら、全体で注意喚起が広がっていくような形でやっていただくのがよろしいかと思います。ぜひお願いいたします。

○持丸会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

山中先生からお願いします。

○山中特別委員 今回の提言、大変すばらしい提言ができたと思います。一番最後の「事故情報収集を継続的に行い、迅速に事故の未然・拡大防止につなげていくこと」というんですが、これはあまりにも一般的で、何をするのかわからないと思いますので、できれば、ここをもう少し具体的に、例えば、定期的に事故の情報を収集してまとめ、今回指摘したような点がどのように改善されたかを明らかにして、その効果を評価する必要があると具体的な活動に書き換えていただいた方がいいと思うんです。この協議会はいろんな課題を検討して、ある程度の効果が得られているのですが、なかなか今まで評価というところまでつながっていないんですね。担当者も代わる、委員も代わるということで、3年、5年経つと、ほとんど何がどうなっているのかわからないままです。必ず今回は、提言内容で指摘したことが、3年あるいは5年後にどういうふうになったか、それが本当にどれぐらい効果があったかというのは、やはりまとめる必要がありますので、単なる「未然・拡大防止」では、あまりにも茫漠として何をしたいかわからないと思いますので、少し具体的な表現を入れていただければと思っています。以上です。

○持丸会長 小野さん、お願いいたします。

○小野特別委員 すみません、何度も。資料4の60ページの「イ」のところに、「消費者への効果的な注意喚起」というのがございます。先ほど妊婦時代というようなお話も出て

いましたけれども、これは大賛成です。実は、今年のキッズデザイン賞で初めて産院が表彰されました。今年の2月に君津市に初めて産院ができたというもので表彰されましたが、この病院からキッズデザイン賞の受賞作を何点か展示してほしいと依頼を受けました。お話によると、お子さんを産んだ後のお母さんはとても忙しくて、新しい情報をとり入れる余裕がない。せめて妊婦時代にお母さんになってからの情報をきちんと身につけてほしい、そういう思いを寄せられました。残念ながら、まだ抱っこひもについては展示できていないのですが、これを契機に展示していただいて、正しい使い方とか、その危険性なんかも、できれば病院から説明していただければと思います。あるいは企業からの説明でもよろしいんじゃないかと思います。こういう場所は東京都でも幾つもあると思いますので、そういう機会をどんどん広げていただくことが重要なんじゃないかなと思っております。以上です。

○持丸会長 ありがとうございます。ほか、ご意見いかがでしょうか。

この提言のところ、幾つかの項目に分かれておまして、一言で言いますと、商品の安全対策ということで物による部分、それから注意喚起というようなタイプのもの、さらには先ほど山中先生からありましたように、その情報をちゃんと集めて効果を検証していくという社会的な部分と、大きく3つございます。

今、大枠としてメーカーの方からもご意見がありましたように、もちろん継続的に商品の開発は進めていくんですが、すべてを商品、物としてやっていくのはなかなか限界もありそうだということで、注意喚起というようなところを業界としても取り組みたいというお話だったかと思えます。

私から2つ申し上げますと、これは業界の方向けにまず申し上げますが、製造業のサービス化と最近よく言われるんですけれども、消費者に対して、物という触れるもので届けるのか、実は販売とかプロモーション、情報伝達というのはサービスの部分なんです。最終的に消費者に対してある価値を届ける。安全も一つの価値ですので価値を届けるのを全部物に込めなくてもよいというのが昨今の一つの考え方です。ただ、全般的に言うと、サービスに込める場合は、ややコストがかかる。物を大量生産してばっと配る方がはるかにコストは安く、サービスに込めると必然的にコストがかかってきます。そこをちょっと検討していただいた上で、ぜひともそのあたりはどうやったら効果的かというのをご検討いただくのがいいんじゃないかと思っております。

ただ、最前から申し上げておりますとおり、非常に特殊な、販売店で買っても情報は

インターネットからとっているよとか、口コミでとっているよということでもありますので、私からもう一つ申しますとマーケティング——物を売るという意味ではなくて、安全な価値を届けるという意味でのマーケティングを、もちろんメーカーはやっていらっしゃると思いますが、行政も消費者団体の方も、ぜひ協力をしていただきたいなと思います。恐らく、従来のメディアだけでは十分届かないようなところがあるんだろうと思います。

これは、私、全く別の研究をして常々感じていることなのですが、消費者は、私みたいな中立者、それから皆さんみたいな造っていらっしゃる方、そしてユーザーがいた時に誰が一番信じているかという、ユーザーを信じています。私の言うことは信じません。どうせあいつら、原発みたいに嘘言っているんだろうとか、そういうふうに思っているし、メーカーは売るために調子のいいこと言っているんだろうとっていて、どんなにステルスが潜んでいようとも、消費者同士で言っていることを一番信用しています。ですから、そういう意味では消費者自身が、やはり最後の話にもつながるんですが、危なかったという情報が発信できたり、それに対して、こうやってつければちゃんとなりますよということ共有できたりすることが、今回の中ではすごく大事なんだろうと思います。

これはどうやっていいのかわからなくて、従来の上から流す、落とすタイプの情報発信ではないと思うんですね。これはちょっとわかりにくいことなんですけど、昔はメディアしか情報を発信できなかった。ですから、行政もメディアを使って、メーカーもメディアを使えばよかったんですが、今はこれが民主化しておりまして、皆さんが発信できるんですね。皆さんが発信できるということは、逆を返すとコントロールが非常に難しい状況になっておりまして、しかも厄介なことに皆さんが発信した情報を信じる人がいるといっちは悪いんですが、それで行動を起こしている方々がいるというのが今回の案件です。

ですから、どこかに出ておりましたけれども、ユーザー会みたいなものを作っていただくとか、YouTube発信するとか、要するに、向こう側の発信者をつくるアクションをしないと、ただ、上から落とすだけでは、もしかしたら効果的に発信できないのかもしれないと思っています。これはメーカーだけでやるのは非常に難しいような気がしますので、ぜひいろいろアイデアを出し合えるといいなというのが私からの意見の一つです。

それから、先ほど山中先生からありました点は非常に大事でして、当初、事故情報をちゃんと吸い上げるところ、そしてそれを定期的に効果検証していくところ、あるアクションをとっていくわけですから、社会としてPDCAを回していくところ、これはぜひ提言の中へ具体的な文言として入れていただければと思います。

まだちょっと時間がありますので、どうぞ。

○越山副会長 全体の議論はほぼ煮詰まって固まってきているのだと思いますが、もともとの議論は、危険な製品とか、欠陥製品があるというような問題がスタートではなかったと思います。今回、資料2のアンケート調査結果を見て、予想どおり、例えば、27ページに約1,000人のアンケート調査をして、65%は事故や危険はなかったが、あとの35%（1,000人のうち350人）が事故の経験、またはしそうになったとありました。「ヒヤリ・ハット」が35%あると読めると思いますが、このことと、その後の31ページのところに、これは自分が悪かったので報告しなかったという回答率が非常に高い結果でした。約90%前後あるということを見ると、いろんな注意喚起をする必要性というのは自ずと出てきますが、この結果から見ると、どこの製品の、どこの構造が間違いやすいとか、どういう構造が時には不注意になりやすいという情報がメーカー等に集約される、または聞き取れるような形にならないと、ヒヤリ・ハット情報にならないといえます。中には実際に事故の経験もあるというふうに書いてあります。「事故+ヒヤリ・ハット」が35%も現実であり、改善しようと思っても、どこの会社の、どんなタイプのもので、どういう時のヒヤリ・ハットかが見えないということです。うまくホックがしまらなかったとか、しめにくかったという状況がわからないと、なかなか個別のメーカーさんが、注意喚起すると言っても、どこをどう改良していったらもっと誤使用が減るのか具体的にわからない。そういう気がして、その部分、あえてここに入れろというような気持ちを持っているわけではないんですけども、そういうことは可能なかと思っています。

○持丸会長 ありがとうございます。大事なご意見ですね。使用方法その他に関する情報共有がある程度必要だということですね。私も別に妙案があるわけではないんですけども、どうぞ。

○布施特別委員 先ほどの山中委員からありました事故情報をまとめていってPDCAをやっていくと。すごくそこをやりたいんですが、我々、Injury AlertとPIO-NETに載っている2件以外は、前回の会議で初めて知ったということです。多分、ここにいらっしゃる方々も全員そうだと思います。これは我々では情報はまとめられないです。やはり、これは行政の方々がしっかりとある程度の情報を我々に出す。お互いに出す場をつくらないと、これは回していけないと思います。

あと前回、山中委員がおっしゃられたとおり、事故情報があった時に救急の方が聞いている、病院の方が聞いている時に、どこまで詳しく聞いていただけるのか。やはり、その

辺もお互いでフォーマットをつくっていく必要があるかなど。それできちんと事故情報を積み重ねていく組織をつくらないと、多分、情報は集まっていけないのではないかと思います。我々はこういった情報を持っておらず、あの場でびっくりをしたということが実際のところでは。

○持丸会長 そのとおりですね。これは我々としてもメーカーさんだけにということではないですし、今までやったどの案件も大体97%ぐらいはメーカーに文句を言わないんですね。ですから、皆さんに上がってくるチャンネルはわずか3%で、発生率がものすごく低いものは、そこに3%がかかるので、もしかしたら、ほとんど話は行っていないかもしれないですし、これは社会として取り組まなきゃならないことで、情報をできるだけ網羅的にとること。それから、怪我の情報だけじゃなくて関連情報をとって、宗林さんがいらっしゃっていますけれども、消費者庁が中心になって産総研でも少しご協力を申し上げて、病院とも関わって集めております。

大事なことは、山中先生からありましたように、1つは、定期的にそれを見て、社会に対するアクションが何年後どうなったかというのをチェックしていく体制を、これはやはり行政側でもっていくしかないかなという気がしております。

他いかがでしょうか。

私から急にむちゃぶりですが、小野さんのキッズデザイン協議会に、メーカーだけではなくて消費者側からもいろんな声が集まる、事故という意味ではなくて、例えば、こんな使い方でこんなことが起きたよとか、そういうようなことが集まっていくチャンネルをつくれたらというお話を伺ったことがあるんですけども、何かご検討、その他が進んでいきますでしょうか。

○小野特別委員 私どもは安全・安心に関するガイドラインをつくりましたが、それに対する消費者の方からご意見をいただく機会を作っています。メーカーの、どちらかというと一方的な考え方でつくったものに対して、消費者のご意見をいただきたいという趣旨で、過去2度ほど「消費者との意見交換会」というのを開いています。本来は、ガイドラインについてのご意見をいただくというよりも、消費者からの声というものを大事にしたい、ユーザーからの声としてライフスタイルの変化というようなことを伺いたいという意図もありまして、開催しております。昨年度ご参加いただいた消費者団体は、消費者教育を何とかしたいとおっしゃっていますので、本年度はその辺も少し解決策を出しながら、開催していきたいなと思っております。

○持丸会長 ありがとうございます。

この提言のところが、今回の核になるわけですがけれども、ちょっと全体を通して改めて何か今ご意見、その他ありましたら、この場でお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

先に小林さんから。

○小林特別委員 本当にお恥ずかしい話ですが、消費者の多くが、例えば、「SGマークって何なの？」というように知らないかもしれないと思うのです。JISマークについてもです。世の中にマークが反乱しておりまして、もはやほとんどマークそのものに関心がないかもしれないという実態が消費者の中にあるということも、頭の中に入れておかなければならないと思います。

それからもう一つ、これもまことに情けない話ですが、同じことを何度言われても全部右から左へとスルーしていくというのが現実ではないかと思います。例えば、抱っこする時に、このベルトはこういうふうに使ってね、ああそうね、それが一番いい使い方よね、とわかっている、実際それを使う時には、1つか2つ上の子供にかまけていけば、下の子供の時には装着するのが、もう経験済みだから適当で良いというふうに思ってしまうケースもよくあることなのです。その時に「昨日どこかでこのことについて言われたんだわ」ということがブレーキになることもあります。同じ言葉、同じ伝え方であっても、繰り返し、繰り返し続けるということがとても大切だと思います。また、例えば抱っこひもの問題は、今、抱っこひもを必要としている保護者だけの問題ではなくて、その保護者たちを取り巻く年長の大人たちの問題でもあるというふうに浸透していかなければなりません。先ほど、消費者は消費者を一番信じるという話でしたが、今の段階では、多分、利用者同士であれば、現実味もあって聞く耳を持てるかもしれませんが、おじいちゃん、おばあちゃんがそれを言っても「えっ、時代が違うわよ」でスルーされてしまうこともあるかと思います。その時一人でも多くのおじいちゃん、おばあちゃん、おじさん、おばさんが今の抱っこひものきちんとした知識を持っていたならば、少しは違ってくると思います。ですから、どこかに対象を絞ってということではなく、広く地域の消費者全体を育てていくという観点で、同じことを繰り返していくということを飽きずに続けていっていただけたらありがたいと思います。

○持丸会長 ありがとうございます。今のはすごく大事でして、先ほど私はマーケティングでできるだけその人に届けなさいと申し上げて、今、小林さんに言われて思い出したん

ですが、私ども、山中先生と一緒にチャイルドシートをどうしてつけなくなるのかということ調査したんですね。その時の最大の原因は、おじいちゃんとおばあちゃんだったんです。「子供をこんなに椅子に縛りつけて、何やっているの、あんたたちは！」と言われると、もともとやめようかなと思っていた時に、最後にそれがきっかけになって田舎に帰った後からはつけないことにしたということになるんですね。その時の理屈は「私たちのころは、こんなことをしていなかった」という、それだけなんですよ。ということは、本当につける人たちのマインドを変えるだけじゃなくて、周りにも、ブレーキにならない、もしくはちょっと助けてもらえるようになるのは大事なこともかもしれないですね。ありがとうございます。

どうぞ何かありましたら。

○森口特別委員 改めてなんですけれども、やはり製造する側からすると、ユーザーの使い勝手と、あと安全対策というところが、やはりちょっと相反するところもありまして、非常に難しいところがあります。構造でできるところと、あと注意喚起でできるところと、注意喚起をしたからといって、今かなり多い「自分が悪かったと思う」考えというのが増える可能性もあるんじゃないかなと。注意がちゃんと、これだけ表示されているのに自分が守らなかつただけなんだという考えに陥ってしまうのは、ちょっと防ぎたいと思うところと、あと構造側でできるところとすると、親側が気をつけていればできるところと、やはり子供というのは動きますので、どれだけ気をつけていても予想できない動きをする。そういったところで、注意でできる範囲と、構造でも対策が必要なんじゃないかなという二通りあるのかなと感じました。以上です。

○持丸会長 ありがとうございます。これはまさしくそのとおりでして、ぜひそうしていただきたいんですけれども、一個だけ注意喚起の話のネガティブなエフェクトとして、消費者が自己責任だと思う。その結果として情報が上がってこなくなるんですね。自己責任だから私が悪いと思うと、まず厄介なことは、お友達ともシェアしなくなるんですね。自分が悪いと思っているので、そういうことは自分以外には起きないんじゃないかとか、自分で起きたことを話すとよくないんじゃないかというので。この辺は私の感触としては、ちょっとメーカーさんにはアプローチしにくいような気がするんですね。注意は喚起しなきゃいけないし、一方で、それはあなたの責任じゃないと言ったら、うちの責任なのかみたいな感じになってしまうので、役割が違う行政とか、消費者団体の方々にも、もちろん注意をしっかりといただくことと、それでも何か起きてしまったら、ぜひ、いろんなチ

チャンネルで情報を発信してくださいと。それを重ねていろいろ喚起していただければと思います。

特に、人の人生において一過性の製品、常に誰かが使っていらっしやるんですけれども、自動車みたいに長く使う製品ではないので、「あの時はちょっとね」で終わってしまいますが、次にまた使う方のために情報を発信していただくと、非常に助かるたぐいのものなんですね。ですから、ぜひ注意喚起とともに情報発信をしっかりといただけるように、いろんなチャンネルで出していただければと思います。ありがとうございました。

では、どうぞ。

○宮村オブザーバ 経済産業省の宮村でございます。各委員から貴重なご意見を拝聴しまして有難うございました。私から少し感想を申し上げたいと思います。

小林委員がおっしゃったことは、消費者の本当の声だと思います。製造事業者が、いくら注意喚起をしても、事故が100%なくなるということはありません。製造事業者も、子供たちが何をするか分からない。そのため、保護者等が想像する範囲を超えたすり傷的な事故というのがございます。今回の抱っこひもについて考えますと、現在は、女性の社会進出が進んでいるため、ベビーカーと一緒に抱っこひもを使用される女性が見受けられます。現在、国土交通省には、ベビーカー安全協議会が設置されています。この協議会では、公共交通機関等において、ベビーカーを利用しやすい環境作りに向けて検討を行ってきました。すなわち、製造事業者のやるべきこと、ベビーカーを使用する者（お母さん、お父さん）がやるべきこと、それと、周りの人たちがやるべきことについて提言しております。抱っこひもについて言えば、家庭から抱っこひもをずっと装着し続ければ良いのですが、ほとんどの使用者は、ベビーカーに赤ちゃんを乗せたまま電車に乗り、赤ちゃんが泣いたりしたときに周囲の人に気をつかって、抱っこひもを使用して赤ちゃんを抱っこするといった人たちがいらっしやると思います。そこで先ほど小林委員が発言されましたが、抱っこひもを一人ではなかなか装着しづらいということがあった時に、その周囲の人たちの手助けも必要ではないかという提言を出されてもいいのかと考えています。

経産省日用品室では、ベビーカーやおもちゃなど乳幼児が使用する商品も担当しております。おもちゃは、玩具業界内で玩具安全基準（S T基準）を設定しており、子供や乳幼児を製品事故から守るために非常に厳しい基準を設けています。おもちゃでは、子供たちが騒いで自宅内で転んで怪我をしたり、おもちゃを片づけていなかったのもので、そのおもちゃ

やを踏んで怪我をしたケースもあります。このように製品に瑕疵がない場合でも、製造業者から事故情報が来ますので、N I T Eに報告をさせております。抱っこひもでは、バックルの大きさが違った（オスとメスの大きさが違った）ため、バックルが外れやすといった報告がありました。これは製品に起因があると判断し、製造事業者に改善するように指導したケースもあります。このように、子供や乳幼児が使用する製品では、事故が100%ないとは言いきれません。したがって、このような事故を少しでも減らしていくという観点で、本提言をまとめて頂ければ幸いです。なお、日用品室では、抱っこひもを扱っているメーカー団体を通じまして、抱っこひもの安全対策を検討する委員会を設置していただくよう依頼をしています。それを受けてメーカー団体側は、今年中に準備委員会をつくると聞いております。そして今年度中には、メーカー団体としての抱っこひもについての安全対策委員会、または、安全協議会を立ち上げると聞いております。

抱っこひもの安全協議会(安全委員会)は、メーカー団体として、消費者に対する注意喚起等の普及啓発のポスターやちらし等について、検討されると思います。

抱っこひもについては、小林委員が発言されましたように、継続的に安全対策とそのフォローアップ的なものを、こういう場を設けて、話し合っていくことが良いと考えています。

以上、簡単でございますが、私の感想として申し上げさせていただきました。

○持丸会長 ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

いろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。大枠として提言の中で、もちろん商品そのものの安全対策も継続してやるとともに、何らかの形での注意喚起というようなところを組み合わせるサービスとしてやっていって、それをメーカー団体さんもさることながら、ぜひとも行政、それから消費者団体その他も連携して協力してやっていただければと思っております。そのあたりが、さらに提言の中でもう少し明瞭に書かれることを期待しております。

あと残った時間で、これから最終的に、今、素案がお手元にあるかもしれませんが、素案がどういう形で報告書にまとまっていくか、それを最終報告会でどうやってとりまとめていくかについて、改めて事務局から説明をお願いいたします。

○安全担当係長 それでは、61ページの資料5「第3回協議会開催までの確認スケジュール（案）」をご覧ください。

これから11月7日の金曜日までに事務局の方で第2回協議会の議論の内容を反映させ

た報告書の素案を皆様にお送りいたします。参考に机上にお配りしていますので、ご覧ください。

表紙を1枚めくった目次をご覧ください。第1章及び第2章は第1回の協議会で検討した資料を掲載しておりますが、最終案では、最新データや情報も加えていく予定です。第3章及び第7章までの今回の協議会で検討した資料を掲載しています。本日いただいたご意見について、本文に反映させていただき、11月7日までに委員の皆様にお示しする予定です。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところを恐縮ですが、11月14日までにご確認いただきまして、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。その後、また11月28日までいただいたご意見を反映させた報告書の素案をお送りしますので、こちらにつきましては、12月5日までにご確認いただき、ご連絡をお願いいたします。これら2回の確認を経て、今年12月25日木曜日13時30分から開催を予定しています第3回の協議会において、最終の報告書として決定させていただき、公表したいと存じております。

以上で資料5の説明を終わります。

○持丸会長 この手順について何かご意見ございますでしょうか。

端的に申しますと、きょう素案がお手元にありますが、これを主にメール等のやりとりで修正をしていきまして、私が委員長として確認をしながら、最終的には25日の協議会に報告書案としてとりまとめて、ここで皆さんの合意を得て、報告書という形にしたいと思います。ただ、最終的な25日は、こう申し上げてはなんですが、やや形式的なものになりますので、この場で大きな修正を加えることは非常に難しいです。したがって、このメールのやりとりの間で、ぜひとも皆さんの必要なご意見をちょうだいできればと思っております。

手続きについては、大体よろしいでしょうか。事務局から素案について何か追加で説明することはございますか。

○安全担当係長 特にございませぬ。

○持丸会長 わかりました。それでは、素案を見ていただいて、これに従ってやっただきます。最後に、私からお願いしたいんですが、山中先生、先ほど少しご発言いただいたんですが、もう一度改めて調査と確認、評価のことについて一言いただけませんか。

○山中特別委員 今回の抱っこひもとはちょっと関係がないのですが、この協議会、これ

まで毎年いろいろな課題に対してきちっと問題点を提起して、報告書が出て大変すばらしい活動だと思うんですが、先ほどちょっとお話ししましたように、その提言内容が、報告書がどれくらい効果があったかの効果評価をしていただきたいというふうについていつも発言しています。実は非常にいい題材がありまして、4年前ですか、平成21年度に子供用のチャイルドレジスタンスライターの検討会がありました。これをこの協議会で検討して、それを経産省が受けて、そして法制化になったわけで。その時は、東京都から10年分の子供がかかわった火災のデータとか、そのうちライターがほとんど占めるというようなデータが出ていまして、件数も出ています。死亡数も出ています。JIS化されてそろそろ3年ぐらい経っていますので、この3年間のチャイルドレジスタンスライターになってからのデータをまとめていただいて、どれくらい効果があったかを、そろそろ出していただきたいと思っています。

アメリカでは、チャイルドレジスタンスライターにしたことによって、50%火災率が減ったというようなデータも出ております。ほかのデータは、例えば、ベビー用おやつとか、今回の抱っこひもに関しても、大元のデータが非常にとりにくいといいますが、報告もできないので評価が難しいんですけれども、ライターに関しては確実なデータが出ますので、JIS化されたことがどれくらい効果があったかを科学的にチェックしていただきたい。もしあまり効果がなければ、その原因を確かめればいいわけです。例えば、以前からのライターが残っていると、そういう調査にもなりますし、効果があれば、一部からは非常に使いにくいということで、消費者から文句が出ていますけれども、実はこれくらい効果があるんだということで、きちっと法制化の意味づけを強化できます。中には子供用のレジスタンスの仕掛けを外すライターなんかも売り出されていますけれども、そういうものの規制を強化するためにも、やはり科学的なデータが必要だと思いますので、それほど大変な作業ではないと思うんです。消防庁の方に協力をいただいて、3年か4年経っていますので、ぜひ効果評価を検討いただければと思います。以上です。

○持丸会長 ありがとうございます。この案件だけではないんですけれども、先ほどPDCAサイクルを社会の中で回しましょうということで、もちろん、本来、東京都だけにやってくれと申し上げることではないんですが、良い機会とっておりますのは、アメリカで1994年にC P S Cでチャイルドレジスタンスのライターの規制が始まって、4年後の1998年に調査をしている。それが今、山中先生からお話のあったように、火災事故そのものが半減をして、死亡者数が5歳未満では半減というか、6割減ぐらいになっているとい

うデータがございます。ご存じのとおり、日本では2010年にJIS化されまして、震災をはさんで2011年に最初の施行になっています。そこから約4年経っているという意味では、ほぼC P S Cと同じ期間が経っています。この期間は何かといいますと、入れ替えです。市場ではなくて、家庭の中のライターの入替えの時間だろうと私は思っています。ぜひ、そういう意味では定点観測の2回目というのを、まずは東京都さんでやっていただきたい。東京都はご存じのとおり、日本の10分の1ですので、ここで起きていることが大体10倍になって日本で起きているというようなことがあろうかと思しますので、ぜひご検討いただければと思います。

ちなみにライターの案件は、今年度、恐らくJISの改定年になっておりまして、今、山中先生からご指摘のあったダブルアクションライター、使いやすいんだけど、今までチャイルドパネルテストをやらなきゃならなかったライターについて、恐らく機械的な試験方法が開発されて、ライター業界でも大体合意がとれています。また一歩進んでいくかとは思いますが、その時に、そもそもこういうことをやったら、事実、世の中がよくなっているんだというのがないことには、いつも何か出ていくところばかりですので、ぜひご協力をいただければと思います。

ちょっとその他のことも含みましたけれども、一応、これで本日の議案はすべて終了となっております。次回は12月25日ですね。

○安全担当係長 次回第3回協議会は今年の12月25日木曜日13時30分からに決定させていただきました。会場等はまだ決まっていますが、決まり次第お知らせしていきますので、よろしく願いいたします。

○持丸会長 というわけで、きょうは長い時間ありがとうございました。次回との間もメール等でご協力をお願いすることになると思いますが、引き続きよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

午前11時50分閉会